

令和5年分

確定申告

★申告受付期間 令和6年2月16日～令和6年3月15日

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受け付けが2月16日（金）から始まります。なお、還付申告は受け付けを開始しています。

＜確定申告が必要な方＞

- ①給与収入金額が2,000万円を超える方
- ②給与を1カ所から受けていて、各種所得（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械、器具の使用料などの支払いを受けた方
- ⑤そのほか年末調整をしていない方など

＜確定申告により税金が還付される方＞

- ①金融機関などから資金を借り入れし、マイホームを新築、購入、増築した方
- ②1年間に支払った医療費が10万円または所得の5%のどちらか低い額を超える方。またはセルフメディケーション税制の適用を受ける方
- ③災害や盗難などにより住宅や家財等、生活に通常必要な資産に損害を受けた方で一定の要件を満たす方
- ④国や地方公共団体、社会福祉法人等の特定の団体に支出した金銭のある方など

＜役場での申告受付＞

- 受付期間:令和6年2月16日（金）
～令和6年3月15日（金）
- 受付会場:役場1階町民ホール
- 受付時間:午前8時30分～午後5時（平日のみ）
- 受付担当:住民課税務係 ☎53・2323

※「事業所得」、「不動産所得」、「譲渡所得」のある方は、岩見沢税務署での確定申告をお願いします。

＜申告期限・納付期限＞

区分	申告期限	納付期限	
		納付書払	3月15日（金）
所得税	3月15日（金）	納付書払	3月15日（金）
		口座振替	4月23日（火）
消費税	4月1日（月）	納付書払	4月1日（月）
		口座振替	4月30日（火）

.....確定申告の問合せ先.....
 岩見沢税務署 ☎22・0810
 （〒068-0002 岩見沢市2条東4丁目5番地の1）
 受付時間:午前9時～午後5時（平日のみ）

↓↓↓国税庁ホームページもご覧ください↓↓↓